

公正取引委員会・中小企業庁 同時発表

2025 年 11 月 13 日

三菱ふそうトラック・バス株式会社に対する 下請法に基づく勧告等が行われました

中小企業庁及び関東経済産業局が、三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「三菱ふそうトラック・バス」という。）に対して調査を行った結果、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 4 条第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に該当する行為が認められたので、令和 7 年 9 月 29 日に、中小企業庁長官は、下請法第 6 条の規定に基づき、公正取引委員会に対して措置請求^{（注）}を行いました。

これを受け、公正取引委員会は、三菱ふそうトラック・バスに対して調査を行ってきたところ、本日、下請法第 7 条第 3 項の規定に基づき三菱ふそうトラック・バスに対して勧告を行いました。

また、下請法第 4 条第 1 項第 2 号（下請代金の支払遅延の禁止）に該当する行為が認められたので、公正取引委員会は、本日、上記勧告と併せて指導を行いました。

（注）中小企業庁長官が、下請法第 4 条に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、下請法の規定に従い適切な措置を採るべきことを求めること。

1. 違反行為者の概要

法人番号	7020001078696
名称	三菱ふそうトラック・バス株式会社
本店所在地	川崎市中原区大倉町 10 番地
代表者	代表取締役 カール・デッペン
事業の概要	トラック、バス等の製造販売
資本金	350 億円

2. 勧告の概要等

（1）違反事実の概要

ア 三菱ふそうトラック・バスは、資本金の額が 3 億円以下の法人たる事業者に対し、自社が販売するトラック及びバスの部品（以下「本件製品」という。）の製造を委託している（以下この受託事業者を「下請事業者」という。）。

イ 三菱ふそうトラック・バスは、下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、令和 6 年 3 月 1 日以降、当該金型等を用いて製造する本件

製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自己のために無償で、合計 5,694 個の金型等を保管させるとともに当該金型等の現状確認等の棚卸作業を 1 年間当たり 1 回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(下請事業者 61 名)。

ウ 三菱ふそうトラック・バスは、下請事業者に対し、協議を行い、見積書を求めた上で、令和 7 年 10 月 31 日までに、無償で金型等を保管させるとともに当該金型等の棚卸作業を行わせたことによる費用に相当する額の一部を支払っている(下請事業者 21 名)。

(2) 公正取引委員会が行った勧告の概要

ア 三菱ふそうトラック・バスは、下請事業者に対し、無償で金型等を保管させるとともに当該金型等の棚卸作業を行わせたことによる費用に相当する額のうち、令和 7 年 10 月 31 日までに下請事業者を支払った額を除いた額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。

イ 三菱ふそうトラック・バスは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

(ア)前記 1.イの行為が下請法第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

(イ)今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと

ウ 三菱ふそうトラック・バスは、今後、下請法第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対して金型等の適切な管理に特に留意した下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

エ 三菱ふそうトラック・バスは、前記アからウまでに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

オ 三菱ふそうトラック・バスは、前記アからエまでに基づいて採った措置を取引先下請事業者に通知すること。

カ 三菱ふそうトラック・バスは、前記アからオまでに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

3. 指導の概要等

(1) 違反事実の概要

ア 三菱ふそうトラック・バスは、下請事業者に対し、令和 6 年 1 月から同年 12 月までの間、下請事業者の給付を受領した日から起算して 60 日以内に下請代金を支払っていなかった。

この支払遅延による遅延利息の額は、総額 3579 万 1671 円である(下請事業者 6 社)。

イ 三菱ふそうトラック・バスは、下請事業者に対し、当該遅延利息の額を支払

っている。

(2) 公正取引委員会が行った指導の概要

ア 前記 1. アの行為について、所要の改善措置を採ること。

イ 今後、下請法の規定に違反する行為を行わないこと。

(3) 三菱ふそうトラック・バスは、前記 2.の指導に基づいて採った措置について、速やかに、文書をもって公正取引委員会に報告すること。

関連資料

- (令和 7 年 11 月 13 日)三菱ふそうトラック・バス株式会社に対する勧告等について

https://www.kanto.meti.go.jp/press/data/20251113kankoku_press2.pdf



- (令和 7 年 11 月 13 日)公正取引委員会と中小企業庁は、型の無償保管について、監視を強化しています

https://www.kanto.meti.go.jp/press/data/20251113kankoku_press3.pdf



関連リンク

- 中小企業庁 HP

<https://www.meti.go.jp/press/2025/11/20251113002/20251113002.html>



- 公正取引委員会 HP

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/nov/251113_mitsubishifuso.html



(本発表資料のお問合せ先)

関東経済産業局 産業部 適正取引推進課長 矢野 純也

担当者：萩、合谷木

電話：048-600-0325 (直通)